



名護市 電子契約サービス導入に関する説明会

主催：名護市

運営：弁護士ドットコム株式会社

1. 利用対象とする契約
2. 電子契約の利用にあたって
3. 契約締結の流れ
4. 名護市からのお願い
5. ご不明点のお問い合わせ方法
6. アンケート

1.利用対象とする契約

1.対象とする契約

契約者双方が作成し保管する書類を中心に、電子契約での運用を行います。

- ・ 契約書
- ・ 請書
- ・ 協定書
- ・ 覚書 など

事業者は、電子契約又は従来どおり書面(紙)での契約を選択可能です。

令和8年9月1日（火曜日）以降に行う契約が対象となります。

期間が10年以上の契約、自動更新の契約など一部利用できない契約もあります。



2.電子契約の利用にあたって

2.電子契約の利用にあたって

電子契約の利用を希望される場合、契約案件ごとに
「電子契約利用申出書」を提出していただきます。

電子契約利用申出書				
令和 年 月 日				
名護市長 殿				
名護市と電子契約サービスを利用して行う契約の締結において利用するメールアドレスは、次のとおりです。				
案件名				
受注者	所在地			
	商号又は名称			
	代表者職氏名			
	電話番号			
【確認者 1】				
担当者	部署		氏名	
メールアドレス				
【確認者 2】※必要に応じて確認者を 2 名に設定できます。				
担当者	部署		氏名	
メールアドレス				
【完成保証人確認者】※完成保証人を立てる場合のみ記載してください。				
完成保証人	所在地			
	商号又は名称			
	代表者職氏名			
	電話番号			
担当者	部署		氏名	
メールアドレス				

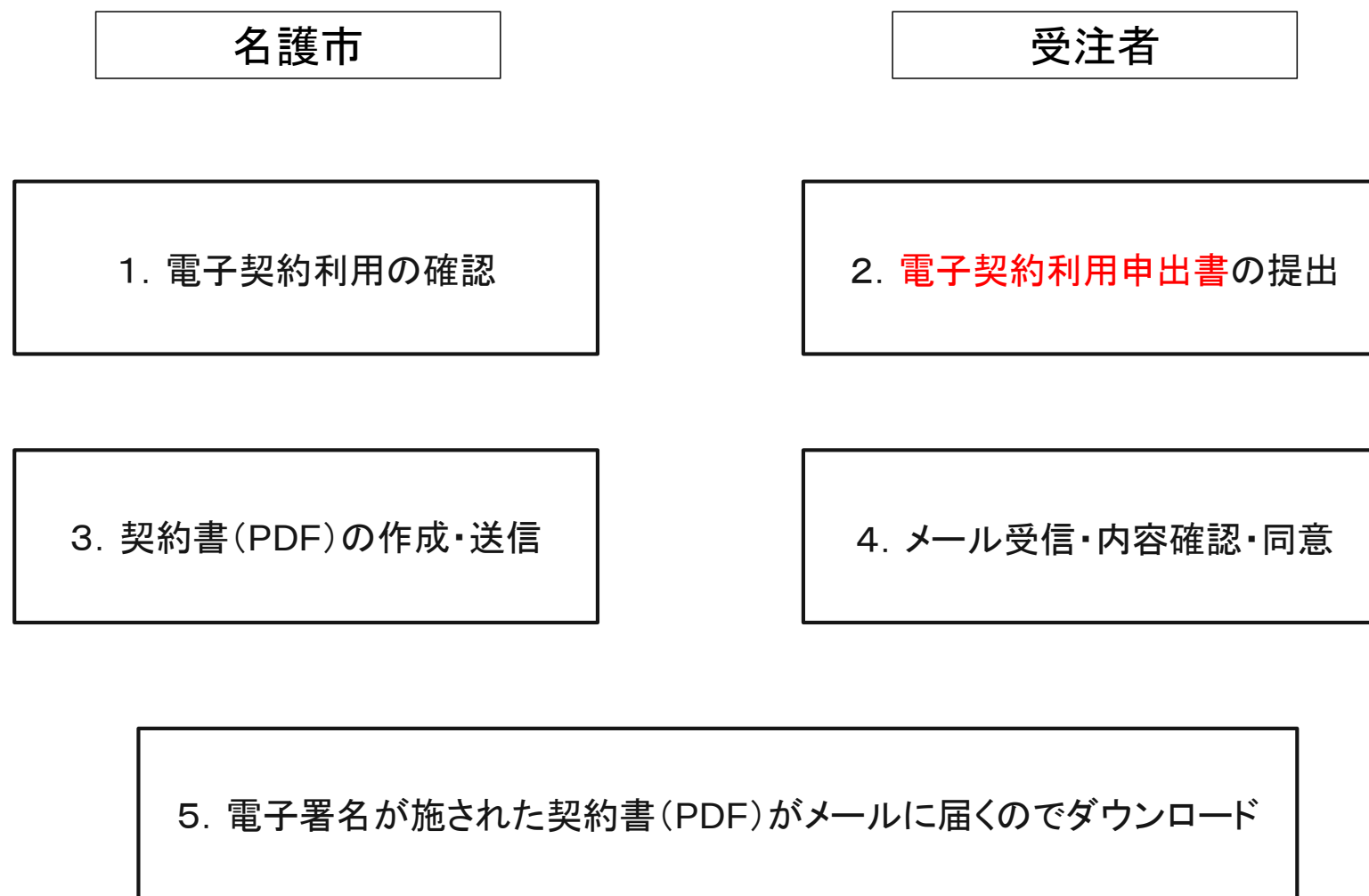
電子契約利用承諾書の運用方法は以下の通りです。

- 提出タイミング：落札後
- 入手方法：HPから入手または
担当からメール
- 提出方法：メール

3. 契約締結の流れ

3. 契約締結の流れ(概要)

名護市の電子契約時の締結業務は以下の流れとなります。



4.名護市からのお願い

電子契約は名護市だけでなく、事業者様にも多くのメリットがあります。

電子契約のメリット

- コスト削減(印紙や印刷、郵送コスト)
- 業務効率化(契約プロセス効率化、契約書管理の効率化)
- 利用が簡単(アカウント登録なし、無料で利用可能)

ぜひ積極的な活用をご検討ください

5. ご不明点のお問い合わせ方法

5. ご不明点のお問い合わせ方法

【運用に関する問い合わせ窓口】

名護市工事契約検査課までお問い合わせください。

※ お問い合わせはメール、電話で受付けております。

連絡先(メール) : koujikeiyaku@city.nago.lg.jp

連絡先(電話番号) : 0980-53-1212 (内線255・189)

【クラウドサインについての問い合わせ窓口】

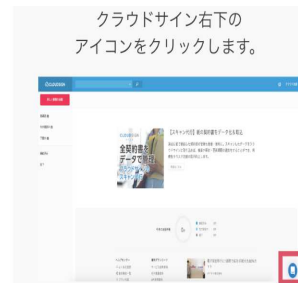


自分で解決！じっくり解説！

ヘルプセンター

「なんでそうなるの？」背景から解消方法まで、
わかりやすく解説！困った時はまず読んでみてください。
よくあるご質問や各種機能について記事にまとめておりま
す。

キーワード検索も可能ですので、
知りたいことの単語をいれてご利用ください。



ヘルプの検索より検索が可能です。



こちらがヘルプセンターページです。



操作方法のお問い合わせ窓口

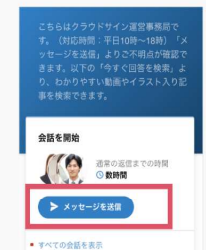
チャットサポート

クラウドサイン右下のアイコンをクリックし、
「メッセージを送信」をクリックすると
複数の選択肢が表示されますので、
ご希望の内容を選択してください。
会話の途中でチャットを閉じた場合でも
メールにて通知をいたしますのでご安心ください。

クラウドサイン右下の
アイコンをクリックします。



メッセージを送信をクリックします。



6. アンケート

今後の運用の参考のために、本日の説明会についてのアンケートへのご協力をお願いいたします。

以下のQRコードから回答をお願いします。

